

仮訳

2021年9月陸生動物衛生基準委員会会合報告に対する 日本のコメント

我が国は、陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)、作業部会及び特別専門家会合のこれまでの作業に謝意を表し、コード委員会に対し、陸生動物衛生コード改正案にコメントを提出する機会を与えていただいたことに感謝します。

我々は、次の文章に対するコメントを提出します。

内容

1. コード委員会の作業計画.....	2
2. 第 11.4 章 牛海綿状脳症(BSE)	2
3. 第 8.8 章 口蹄疫	3

1. コード委員会の作業計画

コメント:

日本は、バイオセキュリティに関する新章を策定し、その中で'swill'の定義について検討するというコード委員会の取組みを支持する。日本は、swillに関する勧告や要件を規定している章を参照する際に何が'swill'という用語に含まれるのか明確化する必要があると考えている。特に、どの種類の再生飼料原料に動物の病原体の拡散リスクがあり、適切に管理される必要があるのか明らかにする必要があると考える。

2. 第 11.4 章 牛海綿状脳症(BSE)

全体コメント:

日本は、提示されている改正案は科学的に妥当で受入れ可能と考えている。

第 11.4.18.条に規定されている BSE リスクステータス維持に必要なサーベイランスのレベルに関しては、日本は、2021 年 9 月に開催された科学委員会が、加盟国が新しい BSE 基準に従ってサーベイランスプログラムを見直すことを助けるため BSE サーベイランスのガイドラインを策定するように OIE に対して勧告したことに着目した。このようなガイドラインは加盟国が新しい基準を各国で適用する際に非常に有用であると考えます。

また、「BSE 病原体が牛群で再循環しているリスクが無視できる日付」(第 11.4.2.条、第 11.4.3 条、第 11.4.7.条、第 11.4.10.条、第 11.4.12.条、第 11.4.13.条及び第 11.4.14.条に記載)については、日本は、効果的な管理措置が OIE の認定年に関係した日付より早くに実施されたと加盟国が示した場合の「開始日」の定義に用いることのできる基準を科学委員会が提示する予定であることに着目した。

これらのガイドラインや基準は貿易相手国間の協議において参照される可能性があるため、日本は、それらが完成する前に加盟国が内容を確認しコメントする機会が設けられるよう OIE に求める。

3. 第 8.8 章 口蹄疫

1) 全体コメント

日本は、コード委員会がわが国からのコメントを考慮し本章の改正案を一部改良されたことに感謝する。しかしながら、本章の改正は、全体を通じて、口蹄疫の撲滅ではなく、口蹄疫の予防と制御に当たってワクチン接種を推奨するような方向になっていることから、我々は現在提示されている案に対しまだ全般的な懸念がある。特に、ワクチン非接種口蹄疫清浄国・地域にワクチン接種動物を導入可能とする改正には懸念を持っている。

コード委員会と科学委員会の合同タスクフォースが草案を作成した、口蹄疫のワクチン非接種清浄国・地域にワクチン接種動物を導入することの影響を検証するコンセプトノート(2021年9月の科学委員会レポートの Annex 8)に関して、論点 i)から iii)までについての日本の意見は以下の通り。

i) ワクチン非接種口蹄疫清浄国・地域にワクチン接種動物を輸入する際に必要な保証を提供する要求事項

コンセプトノートでは、改正第 8.8.11.条の4)に規定したワクチン接種動物に対する検査が感染の導入を防ぐのに十分であるとタスクフォースが合意した旨述べられているが、日本は、OIE マニュアルの第 3.1.8.章(FMD)ではこれらの検査が動物の各個体が移動前に感染していないことを証明する目的には合致しないと示していることを強調したい。したがって、日本は、当該検査がどのようにして個々のワクチン接種動物の感染していないことを保証するのかについて更なる説明を求めたい。

ii) 口蹄疫ウイルス(FMDV)感染/伝播のないことを示すためのトレーサビリティ及びサーベイランスに対する影響

日本は、サーベイランス戦略を変更し、ワクチン非接種口蹄疫清浄国・地域へのワクチン接種動物の導入後に FMDV のないことを実証できるようにする必要があるということに関し、タスクフォースに合意する。したがって、日本は、コード委員会が第 8.8 章の口蹄疫のサーベイランスに関する関連条項をタスクフォースの提案のとおり見直すことを求めたい。

iii) OIE の公式動物衛生ステータス認定及び維持手続きに対する影響

論点 i)に対する意見で述べたとおり、日本は、改正第 8.8.11.条はワクチン非接種口蹄疫清浄国・地域へのワクチン接種動物の安全な貿易を保証するには不十分であると考えている。日本は、コードは科学的に妥当であると同時に実行上適用可能なものであるべきと考えている。したがって、日本は、コード委員会が個々のワクチン接種動物が感染していないことを保証するための検査に関する科学的根拠を示し、さらに、防護地域において求められるものと同等の、ワクチン接種動物をワクチン非接種動物と別に同定し分離すること及び強化サーベイランスを含む輸入手続き及び動物の管理のための必要な実行措置を示すよう求めたい。

2) 第 8.8.1.bis 条に対するコメント

第8.8.1.bis条

安全物品

以下の物品の輸入又は通過を認可する際に、輸出国又は地域のFMDステータスに関わらず、獣医当局はFMDに関連するいかなる条件も課さないこととする。

- 1) UHT乳及びその派生物
- 2) F値3以上で処理された密閉容器内の肉
- 3) たん白ミール
- 4) ゼラチン
- 5) 第 4.8 章に準じて収集、処理、保管された生体内由来の牛胚

感受性動物の他の物品は、本章関連条に従う場合には、安全に貿易されることができる。

コメント:

日本は、2020 年 9 月のコード委員会レポートに対して提出したコメントを繰り返す。コード委員会で本件について然るべく考慮されるよう求める。

3) 第 8.8.2.条に対するコメント

第 8.8.2. 条

ワクチン非接種 FMD 清浄国又は地域

当該国又は地域において、第 1.4.6 条の第 2 項の関連規定を遵守しており、少なくとも過去 12 か月間以下を満たしている場合、ワクチン非接種 FMD 清浄国又は地域とみなされる。

3) 獣医当局は、受動的サーベイランスを通じて、国または地域の野生および野生化した感受性動物の分布、生息地、および疾病発生の兆候について現在の知見を持っている。

...

FMD 清浄国又は地域は、関連する条件が満たされ、文書化された証拠が OIE に提出され、承認されている場合、隣接する汚染国または地域からアフリカ水牛が侵入した場合でも、その清浄性を維持できる。

コメント:

第 8.8.2.条の3)に関して、日本は、提案された修正が第 14.7.章(小反芻獣疫(PPR)ウイルス感染症)及び第 15.2.章(豚熱(CSF)ウイルス感染症)の規定との調和のために行なわれたことに留意している。しかしながら、日本は口蹄疫(FMD)の感受性動物の範囲が PPR や CSF と比べかなり広く、野生動物における FMD の臨床症状が明確でない可能性があることから、野生及び野生化感受性動物の受動的サーベイランスが FMD の発生の兆候についての知見を効果的に提供できるかどうかについて疑問がある。

このコメントは第 8.8.3.条の 1d)についても関連する。

アフリカ水牛の侵入にかかわらず FMD 清浄ステータスを維持する条件に関しては、評価の透明性を向上させるため、日本は、科学委員会の評価に必要な情報が公式ステータスの再評価のための質問票に明確に示されるべきであると提案する。

4) 第 8.8.11.条に対するコメント

第 8.8.11. 条

ワクチン接種 FMD 清浄国、地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告

家畜反すう動物及び豚の輸入

獣医当局は、当該動物が以下の各号を満たす旨証明する *国際動物衛生証明書* の提示を義務付けるものとする。

- 4) ワクチンが接種されている場合、発送前 14 日以内に採取された検体を用いたウイルス学的及び非構造タンパク検出血清学的検査を受けて、陰性の結果であること

コメント:

日本は、現在の第 8.8.11.条の改正はワクチン非接種口蹄疫清浄国・地域への感染の導入を防ぐには不十分であり、以下の懸念事項が対処されない限り第 8.8.2.条に規定されているワクチン非接種口蹄疫清浄ステータスが毀損される可能性があると考えている。

第一に、日本は、個々の動物に対する FMD のウイルス学的及び NSP 血清学的検査の陰性結果がワクチン接種動物の安全な貿易を保証するに十分であるということに関する科学的根拠について詳細な説明を求めたい。日本は、タスクフォースのコンセプトノートに書かれている説明は、移動前に個々の動物が感染していないことを証明することを目的とした当該検査の適用性についての OIE マニュアルの記述に反すると考えている。

第二に、日本は、輸入国・地域がワクチン非接種清浄である時には、ワクチン接種動物をワクチン非接種動物と別に同定し分離すること及び強化サーベイランスを含む、防護地域の設定と同等の管理措置が必要であると考えている。

したがって、日本は、ワクチン非接種口蹄疫清浄国・地域がワクチン接種動物を輸入する際の管理措置に関する勧告が検討され、第 8.8.11.条に加えられるよう求める。